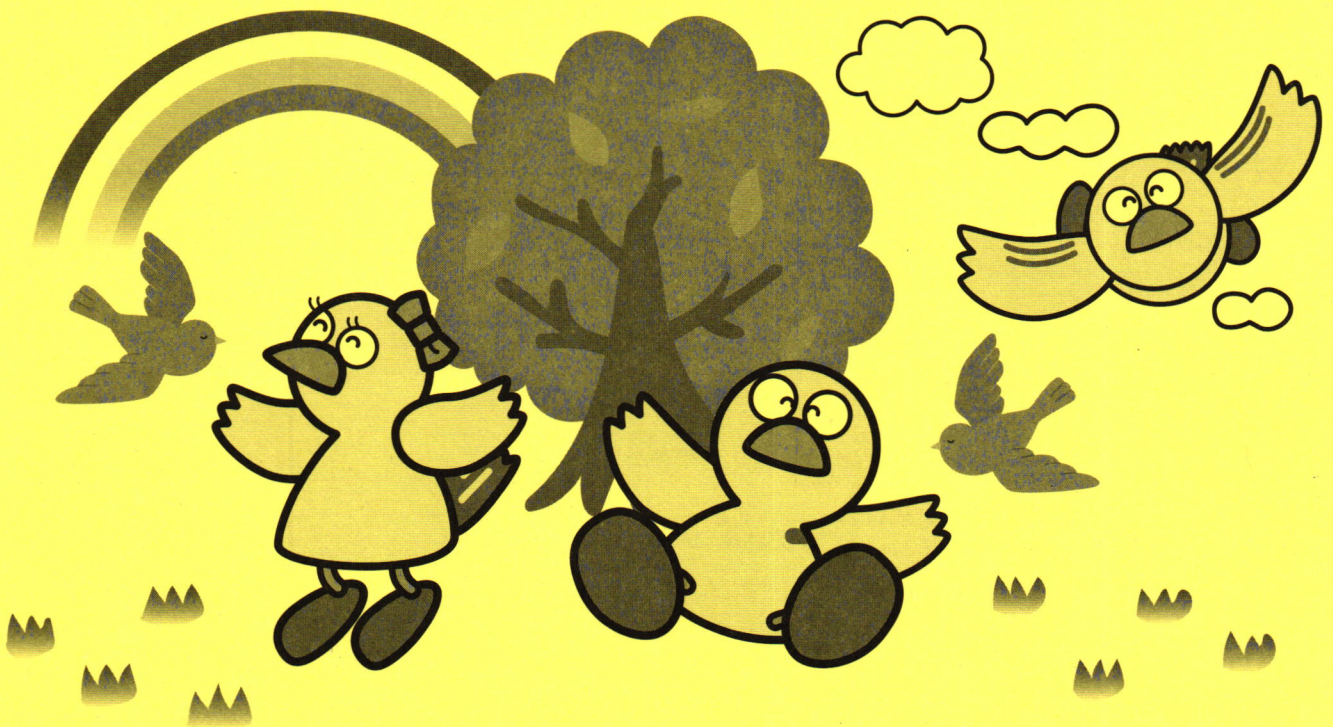


重い障害のために常時介護を必要とされている方へ

# 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的措置による福祉手当



## 特別障害者手当は…

在宅での日常生活において、重度の障害ゆえに特に必要とされる介護等の負担を軽減するために創設された手当です。

## 障害児福祉手当は…

在宅の重度障害児の方に対する福祉の措置の一環として実施されている手当です。

## 経過的措置による福祉手当は…

昭和61年の制度改正以前に福祉手当を受給していた方で、制度改正後、障害基礎年金も特別障害者手当も受けられない方に支給される手当です。

## 手当を受けるには…

お住まいの市役所、町村役場に申請してください。  
申請を受け付けた月の翌月分からが手当支給の対象となります。